

新体系に係る指定（最低）基準について
（案）

[平成18年10月施行分]

I 基本的考え方

II 各サービス個別事項

1. 生活介護

2. 療養介護

3. 自立訓練（機能訓練）

4. 自立訓練（生活訓練）

5. 就労移行支援

6. 就労継続支援（雇成型）

7. 就労継続支援（非雇成型）

8. 児童デイサービス

9. 施設入所支援

10. 共同生活援助

11. 共同生活介護

12. 居宅介護

13. 重度訪問介護

14. 行動援護

15. 短期入所

16. 重度障害者等包括支援

17. 相談支援

新たな障害福祉サービスに係る指定（最低）基準について（案）

I 基本的考え方

- 平成18年10月に施行する障害福祉サービス（日中活動系及び居住系）については、次の点を踏まえ指定（最低）基準を設定する。
 - ① 障害種別にかかわらず、共通の基準とする。
 - ② サービスの質の向上の観点から、サービス管理責任者の配置、虐待防止などを新たに規定。
 - ③ 利用者のニーズに応じたサービスが身近な地域で提供できるよう、複数の事業を組み合わせる多機能型を新たに位置付け。

1. 人員基準

- サービス提供にかかる責任を明確化するため、事業所ごとにサービス管理責任者を配置する。
- 人員基準は、サービス提供に直接必要となる職員に限定し、事業ごとに設定する。
- 管理者は、事業所ごとに専任の者を配置する。

2. 設備基準

- 事務室など、直接サービス提供にかかわらない設備等については、必置規制を課さない。
- 居室の床面積など、面積や規模を定める規制については、サービスの質を維持するために必要最小限のものとする。
 - ※ これらにより、空き教室など既存の社会資源の効率的な活用を図る。
 - ※ 現行施設については経過措置を講ずる。

3. 運営基準

① 個別支援計画の作成、評価等を通じた個別支援

- サービス管理責任者を配置し、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を通じ、サービスの内容と実施の手順に係る責任を明確化する。

② 法の理念に沿ったサービスの提供

- 障害種別にかかわらずサービスを提供するという障害者自立支援法の理念を踏まえつつ、サービスの専門性の確保の観点から必要がある場合には、事業者は「主たる対象者」を定めることができる。
- その際、運営規程に定めるとともに、重要事項として事業所内に掲示等を行わなければならない。

③ 定員の取扱い

- 事業所における3ヶ月間の平均実利用人員が、定員を超えて一定の範囲内であれば、利用者を受け入れることを可能とする。

④ 食事の提供

- 施設入所支援等について、利用者の希望に応じて食事を提供することを義務とする。
- 日中活動サービスについては、利用者に対する事前説明及び同意を前提として、事業所の選択により、食事を提供できることとする。

⑤ 利用者負担の範囲等

- 食費、光熱水費、日用生活品費等について、利用者から徴収できることとする。
- 居住系サービス（施設入所支援、共同生活援助、共同生活介護）については、利用者負担の上限額管理を業務として位置づけ、他のサービスについては、利用者の求めに応じて実施する（報酬上評価）。

⑥ 虐待防止に対する責務

- 虐待の防止や、虐待を受けているおそれがある場合の措置等、事業者の責務を明確化する。

⑦ 重度の障害者に対する配慮

- 重度の障害という理由でサービス提供を拒否することを禁止する。

⑧ 複数の事業を組み合わせて実施する場合等の取扱い

- 複数の事業を組み合わせて一体的に運営する多機能型の事業運営を新たに位置づけ、その取扱いを規定する。
- サービスを提供する場所が複数に分散している場合であって、本体施設と一体的に運営されていると認められるときは、一つの事業所として取り扱う。

※ 上記の他、「重要事項の説明」「サービス提供の記録」等必要な事項について、従来の指定（最低）基準と同様に引き続き規定。

Ⅱ 各サービス個別事項

1. 生活介護

(i) 基本方針

常時介護が必要な障害者であって、障害程度区分3（併せて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上である者、又は年齢が50歳以上で、障害程度区分2（併せて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上である者に対し、事業所において、

- (1) 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- (2) 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- (3) (1)や(2)を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護等を実施する。

(ii) 人員基準

(1) サービス管理責任者

① 要件は別紙のとおり

※ 施行後3年間は、経過措置を設ける。

② 1人以上は専任かつ常勤とする

○ 利用者数が60人以下 1人以上

○ 利用者数が60人超 1人+60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人増

(2) サービス提供職員

(必要な職種)

① 医師

② 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）

○ 施設入所支援を実施する場合 1人以上は常勤

○ 施設入所支援を実施せず、通所のみにより実施する場合 1人以上

③ 理学療法士又は作業療法士若しくは機能訓練指導員 機能訓練を行うために必要な数

※ 理学療法士又は作業療法士の確保が困難な場合について、機能訓練指導員としてリハビリテーションに従事した経験を有する看護師等を充てることが可

※ 専ら知的障害又は精神障害を有する者を対象とする場合には、生活支援員又は精神保健福祉士をもって代えることが可

④ 生活支援員 1人以上は常勤

(従業者の員数)

① 利用者全員の日常生活上の健康管理を行うために必要な数

②～④の配置総数

前年度の実利用人員の平均障害程度区分（経過措置利用者を除く）に応じ（ア）から（ウ）により算定した数

- (ア) 平均障害程度区分 4 未満
常勤換算方法により、前年度における平均実利用人員の数を 6
で除した数以上
 - (イ) 平均障害程度区分 4 以上 5 未満
常勤換算方法により、前年度における平均実利用人員の数を 5
で除した数以上
 - (ウ) 平均障害程度区分 5 以上
常勤換算方法により、前年度における平均実利用人員の数を 3
で除した数以上
- ※ 新規に開設する事業所については、(ア) から (ウ) のいずれかを選択する
こととし、開所後 3 ヶ月間の平均障害程度区分により変動がある場合には、所
要の手続きを行う

(iii) 設備基準

- (1) 最低定員 (最低基準) 20 名以上
※ 過疎、離島地域等において、都道府県が、利用者数の確保困難
と認めた場合は、10 名以上
多機能型の最低利用人員 (最低基準) 6 名以上
- (2) 訓練等に必要な設備
 - ① 訓練・作業室・利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保
 - ② 訓練・生産活動等に必要となる器具备品
- (3) 日常生活を支援するために必要な設備
 - ① 洗面設備 ② 便所
 - ③ 相談室・室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じる
 - ④ 多目的室 (デイルーム) ・サービス提供の場、利用者の食事や談話の
場等

(iv) 運営基準

- (1) 終了時の支援
施設入所支援を併せて利用する者については、居宅サービス等の利用
により、利用者が居宅において日常生活を営むことが可能になるかどう
かを定期的に評価し、可能と認められる場合は、利用者の希望等を勘案
し、必要な援助を実施する。
- (2) 生産活動の実施
利用者の心身の状況や意向を踏まえた生産活動の実施、その場合にお
ける工賃の支払い方法等を明確化する。

2 療養介護

(i) 基本方針

病院等への長期の入院による医療に加え、常時の介護が必要な障害者であって、

- (1) 障害程度区分6であり、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- (2) 障害程度区分5以上であり、筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者に対し、医療機関において、
 - ① 病院等への入院による医学的管理の下、食事・入浴等の介護を提供
 - ② 日常生活上の相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援
 - ③ ①や②を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護、訓練等を実施。

(ii) 人員基準

(1) サービス管理責任者

- 医師、看護師又は別紙の要件を満たす者であって、別紙の研修を修了した者

※ 施行後3年間は、経過措置を設ける。

- 1人以上は専任かつ常勤とする

- ・ 利用者数が60人以下 1人以上
- ・ 利用者数が60人超 1人+60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人増

(2) サービス提供職員

(必要な職種)

- ① 生活支援員 1人以上は常勤
- ② 医療法において病院等の配置基準として定める職種
 - (ア) 医師
 - (イ) 看護職員(看護師又は准看護師)・看護補助者
 - (ウ) その他の職種

(従業者の員数)

①の配置数

常勤換算方法により前年度の平均実利用人員（経過措置利用者を除く）の数を4で除した数以上

※ 上記人員配置数を満たすための計画を提出した場合、経過措置として、利用者数を6で除した数以上を認める。（施行後3年間）

②の配置数

対象者の入院医療に適した人員を配置（医療法に規定する員数以上）。

(イ)については、診療報酬における所定の入院基本料（障害者施設等入院基本料、特殊疾患療養病棟入院料又は療養病棟入院基本料）と看護補助加算等の算定により、看護職員及び看護補助職員を2：1以上で配置。

(iii) 設備基準

- (1) 最低定員（最低基準） 20名以上
- (2) 医療法に規定する病院として必要な設備のほか、多目的室（デイルーム）を設置

(iv) 運営基準

事業者は、サービスの提供に当たり、以下を実施。

- (1) 介護等を通じた生活の質（QOL）の維持向上への配慮
- (2) 訓練を通じた身体能力の維持・向上
- (3) 家族等への密な連絡
- (4) 家族や友人等との団らんや交流の機会が確保できるような運営への配慮

3 自立訓練（機能訓練）

(i) 基本方針

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障害者に対し、

- (1) 理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練
- (2) 日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援
- (3) (1)や(2)を通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、必要な訓練等を実施。

(ii) 人員基準

(1) サービス管理責任者

○ 要件は別紙のとおり

※ 施行後3年間は、経過措置を設ける。

○ 1人以上は専任かつ常勤とする

- ・ 利用者数が60人以下 1人以上
- ・ 利用者数が60人超 1人+60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人増

(2) サービス提供職員

① 通所による訓練部門

(必要な職種)

(ア) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師） 1人以上は常勤

(イ) 理学療法士又は作業療法士若しくは機能訓練指導員 1人以上

※ 理学療法士又は作業療法士の確保が困難な場合において、機能訓練指導員としてリハビリテーションに従事した経験を有する看護師等を充てること可

※ 専ら視覚障害を有する者を対象として歩行訓練を行う場合には、理学療法士に代えて歩行訓練士等とすることが可

(ウ) 生活支援員 1人以上は常勤

(従業者の員数)

(ア)～(ウ)の配置総数

常勤換算方法により、前年度における平均実利用人員の数を6で除した数以上

② 訪問による訓練部門

(必要な職種)

○ 訪問支援員 1人以上

(iii) 設備基準

(1) 最低定員（最低基準）

20名以上

※ 過疎、離島地域等において、都道府県が、利用者数の確保困難と認めた場合は、10名以上

多機能型の最低利用人員（最低基準）

6名以上

(2) 訓練等に必要な設備

- ① 訓練・作業室・利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保
- ② 訓練・作業に必要な器具備品

(3) 日常生活を支援するために必要な設備

- ① 洗面設備 ② 便所
- ③ 相談室・室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じる
- ④ 多目的室（デイルーム）・サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等

(iv) 運営基準

(1) サービス提供期間

18ヶ月以内を標準とする。

(2) 地域生活への移行支援

- ① 利用者の状況に応じ、地域生活に移行できるよう、段階的に通所、訪問等のサービスを組み合わせるとともに、就労移行支援事業所等の他の日中活動サービス事業者等と連携し、地域生活への移行等に必要な調整を行う。
- ② 利用者の生活の場となる環境や社会資源などを踏まえて、個別支援計画に沿って訓練を実施するよう努める。
- ③ 利用者が安定して地域生活を営むことが出来るよう、移行後においても一定期間、定期的な連絡、相談等を行う。

4 自立訓練（生活訓練）

(i) 基本方針

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、

- (1) 食事や家事等日常生活能力を向上するための支援
- (2) 日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援
- (3) (1) や (2) を通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上

を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等により、必要な訓練等を実施。

(ii) 人員基準

(1) サービス管理責任者

- 要件は別紙のとおり

※ 施行後3年間は、経過措置を設ける。

- 1人以上は専任かつ常勤とする

- ・ 利用者数が60人以下 1人以上
- ・ 利用者数が60人 1人+60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人増

(2) サービス提供職員

① 通所による訓練部門

(必要な職種)

生活支援員 1人以上は常勤

※ 健康上の管理などの必要のある者がいる場合には、看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）を置くことができる。

(従業者の員数)

- 配置数

常勤換算方法により、前年度における平均実利用人員の数を6で除した数以上

② 訪問による訓練部門

(必要な職種)

- 訪問支援員 1人以上

(iii) 設備基準

(1) 最低定員（最低基準）

20名以上

※ 過疎、離島地域等において、都道府県が、利用者数の確保困難と認めた場合は、10名以上

多機能型の最低利用人員（最低基準）

6名以上

(2) 訓練等に必要な設備

- ① 訓練・作業室・利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保する
- ② 訓練・作業に必要となる器具備品

(3) 日常生活を支援するために必要な設備

- ① 洗面設備 ② 便所
- ③ 相談室・室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じる
- ④ 多目的室（デイルーム）・サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等

(iv) 運営基準

(1) サービス提供期間

24ヶ月以内を標準とする。

特に長期間にわたって入所（入院）していた者などを対象とする場合には、36ヶ月以内を標準とする。

(2) 地域生活への移行支援

- ① 利用者の状況に応じ、地域生活に移行できるよう、段階的に通所、訪問等のサービスを組み合わせるとともに、就労移行支援事業所等の他の日中活動サービス事業者等と連携し、地域生活への移行等に必要な調整を行う。
- ② 利用者の生活の場となる環境や社会資源などを踏まえて、個別支援計画に沿って訓練を実施するよう努める。
- ③ 利用者が安定して地域生活を営むことが出来るよう、移行後においても一定期間、定期的な連絡、相談等を行う。

5 就労移行支援

(i) 基本方針

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害者（65歳未満に限る）に対し、

- (1) 事業所における作業や、企業における実習等
- (2) 適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援
- (3) (1)や(2)を通じ、適性に合った職場への就労・定着を目的として、サービス提供期間を限定し、必要な訓練、指導等を実施。

(ii) 人員基準

(1) サービス管理責任者

- 要件は別紙のとおり

※ 施行後3年間は、経過措置を設ける。

- 1人以上は専任かつ常勤とする

- ・ 利用者数が60人以下 1人以上
- ・ 利用者数が60人超 1人+60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人増

(2) サービス提供職員

(必要な職種)

- | | | |
|---------|---------|-------------------|
| ① 職業指導員 | 1人以上 | } このうちいずれか1人以上は常勤 |
| ② 生活支援員 | 1人以上 | |
| ③ 就労支援員 | 1人以上は常勤 | |

(従業者の員数)

①、②の配置総数

常勤換算方法により、前年度における平均実利用人員の数を6で除した数以上

③の配置数

常勤換算方法により、前年度における平均実利用人員の数を15で除した数以上

(iii) 設備基準

- (1) 最低定員（最低基準） 20名以上
※ 過疎、離島地域等において、都道府県が、利用者数の確保困難と認めた場合は、 10名以上
多機能型の最低利用人員（最低基準） 6名以上
- (2) 訓練等に必要な設備
- ① 訓練・作業室・利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保する
 - ② 訓練・作業に必要な器具備品
- (3) 日常生活を支援するために必要な設備
- ① 洗面設備 ② 便所
 - ③ 相談室・室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じる
 - ④ 多目的室（デイルーム）・サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等

(iv) 運営基準

- (1) サービス提供期間
24ヶ月以内を標準とする。
- (2) 工賃の支払い
- ① 生産活動における事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額を、生産活動に従事している者に工賃として支払う。
 - ② 利用申込者に対し、直近の工賃支払いの実績額を提示する。
- (3) 職場実習
利用者が個別支援計画に沿って職場実習を実施できるよう、実習の受け入れ先を確保する。
- (4) 求職活動支援・職場開拓
公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携し利用者が行う求職活動を支援しなければならない。また、利用者の就労に関する適性やニーズに応じた職場開拓に努める。
- (5) 職場定着のための支援
利用者の職場定着を促進する観点から、利用者が就労した後、定着するまでの間、定期的に連絡・相談等の支援を継続しなければならない。

6 就労継続支援（雇用型）

(i) 基本方針

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、当該事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる者（利用開始時に65歳未満の者に限る）に対し、

- (1) 事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供
- (2) 上記を通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を実施。

(ii) 人員基準

(1) サービス管理責任者

- 要件は別紙のとおり

※ 施行後3年間は、経過措置を設ける。

- 1人以上は専任かつ常勤とする

- ・ 利用者数が60人以下 1人以上
- ・ 利用者数が60人超 1人+60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人増

(2) サービス提供職員

(必要な職種)

- | | |
|----------------|-------------------|
| ① 職業指導員 1人以上 | } このうちいずれか1人以上は常勤 |
| ② 生活支援員 1人以上 | |

(従業者の員数)

- ①、②の配置総数

常勤換算方法により、前年度における平均実利用人員の数を10で除した数以上

(iii) 設備基準

- (1) 最低定員（最低基準） 10名以上
- 多機能型の最低利用人員（最低基準） 10名以上

(2) 就労等に必要な設備

- ① 作業室など事業に必要な設備
- ② 事業に必要な器具・備品

(3) 日常生活を支援するために必要な設備

- ① 洗面設備 ② 便所
- ③ 相談室・室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じる
- ④ 多目的室（デイルーム）・サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等

(iv) 運営基準

(1) 雇用契約の締結

利用者と雇用契約を締結するとともに、労働基準法等関係法規を遵守する。

(2) 障害者以外の者の雇用

事業者は、利用定員の2割に相当する数を上限として、利用定員とは別に、障害者以外の者を雇用することができる。

7 就労継続支援（非雇用型）

(i) 基本方針

- (1) 企業等や就労継続支援事業(雇用型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- (2) 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続支援事業(雇用型)の雇用に結びつかなかった者
- (3) (1)(2)に該当しない者であって、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(雇用型)の利用が困難と判断された者

のいずれかに該当する者に対し、

- ① 就労の機会や生産活動の機会の提供（雇用契約は締結しない）
- ② 上記を通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けた支援

を目的として、必要な指導等を実施。

(ii) 人員基準

(1) サービス管理責任者

- 要件は別紙のとおり

※ 施行後3年間は、経過措置を設ける。

- 1人以上は専任かつ常勤とする

- ・ 利用者数が60人以下 1人以上
- ・ 利用者数が60人超 1人+60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人増

(2) サービス提供職員

(必要な職種)

- | | | |
|---------|------|-------------------|
| ① 職業指導員 | 1人以上 | } このうちいずれか1人以上は常勤 |
| ② 生活支援員 | 1人以上 | |

(従業者の員数)

- ①、②の配置総数

常勤換算方法により、前年度における平均実利用人員の数を10で除し数以上

(iii) 設備基準

- (1) 最低定員（最低基準） 20名以上
※ 過疎、離島地域等において、都道府県が、利用者数の確保困難と認めた場合は、 10名以上
多機能型の最低利用人員（最低基準） 10名以上
- (2) 就労等に必要な設備
- ① 作業室など生産活動等に必要な設備
 - ② 生産活動等に必要となる器具・備品
- (3) 日常生活を支援するために必要な設備
- ① 洗面設備 ② 便所
 - ③ 相談室・室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じる
 - ④ 多目的室（デイルーム）・サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等

(iv) 運営基準

工賃の支払いについて次のとおりとする。

- (1) 生産活動における事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額を、生産活動に従事している者に工賃として支払う。
 - (2) 工賃支払いの目標水準を、自ら設定し、都道府県、市町村、利用者等に対し公表する。
 - (3) 毎年度の工賃の支払い実績額を、都道府県、市町村へ報告しなければならない。
 - (4) 利用申込者に対し、直近の工賃支払いの実績額を提示しなければならない。
 - (5) 事業所の平均工賃は、月額3,000円程度の水準を上回らなければならない。
- ※ 工賃目標水準は、地域の最低賃金の1/3の額を目安とし、かつ、前年度の実績額以上とすることを旨とする。

8 児童デイサービス

(i) 基本方針

障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を実施。

(ii) 人員基準

(1) サービス管理責任者

- ① 要件は別紙のとおり
- ② 1人以上を配置し、1人以上は専任かつ常勤とする

(2) サービス提供職員

(必要な職種)

指導員又は保育士

(従業者の員数)

指定デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該デイサービスの提供に当たる指導員及び保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数(1人以上は、常勤であること)

- ① 障害児の数が15人までは、3以上
- ② 障害児の数が15人を超えるときは、3に障害児の数が15を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(iii) 設備基準

日常生活訓練室兼社会適応訓練室を有するほか、必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(iv) 運営基準

(1) 個別指導

療育を必要とする児童に対し、1日一定時間以上の個別指導を実施する。

(2) 関係機関との連携

保健、医療、教育も含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図ること。

※ 現行制度において、集団療育を実施している児童デイサービス事業者及びその利用者に配慮し、施行後3年間は、事業所として一定の要件を満たすものを指定児童デイサービス事業所とみなす経過措置を設ける。

9 施設入所支援

(i) 基本方針

生活介護又は自立訓練若しくは就労移行支援の対象者に対し、日中活動とあわせて、夜間等における入浴、排せつ又は食事の介護等を提供することを目的として、障害者支援施設において、必要な介護、支援等を実施する。

※ 自立訓練、就労移行支援については、生活能力により単身での生活が困難な者、地域の社会資源等の状況により通所することが困難な者とする。

(ii) 人員基準

(1) サービス管理責任者

日中活動に係る事業のサービス管理責任者と兼務することができる

(2) サービス提供職員

(必要な職種)

生活支援員 サービス提供時間帯を通じて、1以上は常勤とする

(iii) 設備基準

(1) 最低定員（最低基準） 30名以上

※ ただし入所を目的とする他の社会福祉施設に併設する場合は10名以上

(2) 日常生活を支援するために必要な設備

① 居室

- 居室床面積・入所者1人当たり9.9㎡以上（収納設備等を除く）
- 居室の定員・4人以下
- 地階への設置は不可
- 収納設備等の設置、避難口の設置、寝台設備等の設置、ブザー又はこれに代わる設備

② 食堂

③ 浴室・利用者の特性に応じたもの（大規模な浴室を設ける主旨ではない）

④ 洗面設備・居室のある階ごとに設置

⑤ 便所・居室のある階ごとに設置

⑥ 相談室・日中活動の設備と兼用可

⑦ 多目的室（デイルーム）・サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等。併せて実施する日中活動の設備と兼用が可。

⑧ 廊下幅・片廊下 1.5m以上 中廊下 1.8m以上

廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないようにする

※ 現に存する施設については、経過措置を講ずる